

**各チームでの地方車の制作にあたってのルール事項
必ずお守りください**

(原則として、「制限外積載」の申請が必要な地方車は認められておりません)

地方車については、毎年音響装置や装飾などが大掛かりになり、その大きさも各チームまちまちで、装置の脱落や運転操作の妨げなどにより、移動時の交通事故の発生が懸念されますので、車の大きさや装飾などについては法律の枠内としています。

地方車として使用できる車両は次のように制限します。

- ・地方車は1チームにつき1車両で、踊り子の先頭を走行。
- ・車検証による車長が9.5m以内、幅員が2.5m以内、高さ3.8m以内の貨物自動車

地方車として使用できない車両の例は以下のとおりです。

最大積載量が5.5トン以上の車両/トレーラー・けん引車・トラクター等/乗車定員が11名以上の車両/貨物自動車であっても車長が9.5mを超える車両。

制限外積載について

上記車両に装飾などをする場合は、基本的に次の法律の枠内で製作してください。

道路交通法施行令 第22条

- ・乗車人員～自動車車検証に記載された乗車定員とします。
- ・重量～自動車車検証に記載された最大積載重量とします。
- ・長さ～自動車の長さとその10分の1を加えたものとします。
- ・幅～自動車の幅とします。
- ・高さ～地上から3.8m以内とします。

音響装置の音量は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」で定められた規制以内でお願いします。(住宅地域 60～65デシベル 商業地域 75デシベル)

大通パレードコース内においては、幅・長さの制限を越える装飾も可能ですが、準備時間・撤去時間を要するものや、高さ(3.8m)の制限を越えるものは不可とします。

以下はすべて「違反」となり検挙の対象となります。

大通パレードコース外(交通規制外)で制限を越える装飾のまま公道を走るとは違反です。

大通パレードコース外で地方車の荷台に人が乗ることは違反です。(次の会場への移動など)

地方車待機場所(道庁)から大通パレード会場間の移動においても違反です。あくまでも交通規制が実施されている場所のみ荷台乗車が特別に許可されています。

会場間の移動中、ナンバー(前後・特に後ろ)が見えないのは違反です。後ろ側のあおりは下まで下ろさないようにしてください。

なお、音量に対する苦情対策のため、音量管理はYOSAKOIソーラン祭り組織委員会が派遣するスタッフが行います。音量管理の方法については、参加者ガイダンスでご説明いたします。

各チームで地方車を制作する場合、必ず上記の事項を守ってご参加ください。